

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

白川町保育園管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町保育園管理要綱の一部を改正する訓令

白川町保育園管理要綱（平成8年白川町訓令甲）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の本旨に基づいて、<u>保育を必要とする</u>乳幼児を入園させ、健全な成長・発達を援助することを目的として、園の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第5条 園長は、入園児童の健康管理について次の事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入園児童が疾病にかかった場合は、嘱託医等と連絡を取り適切な措置を講ずる。</p> <p>(衛生管理)</p> <p>第6条 入園児童の衛生管理について、次の事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育室・遊戯室・その他常時使用する場所の消毒は、<u>随時</u> 行うこと。</p> <p>(3) 便所の消毒は、<u>随時</u> 行うこと。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の本旨に基づいて、<u>保育にかける</u>乳幼児を入園させ、健全な成長・発達を援助することを目的として、園の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第5条 園長は、入園児童の健康管理について次の事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入園児が疾病にかかった場合は、嘱託医等と連絡を取り適切な措置を講ずる。</p> <p>(衛生管理)</p> <p>第6条 入園児童の衛生管理について、次の事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育室・遊戯室・その他常時使用する場所の消毒は、<u>週1回以上</u> 行うこと。</p> <p><u>(3) 寝具の日光消毒は、週1回以上行うこと。</u></p> <p><u>(4) 便所の消毒は、週1回以上行うこと。</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) (略)</p> <p>(<u>冷暖房設備</u>)</p> <p>第7条 入園児童に関する<u>冷暖房設備</u>____  <u>は、気温や気象状況に応じて適宜使用するものとする。</u></p> <p>(園長の報告)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(<u>暖房設備</u>)</p> <p>第7条 入園児童に関する<u>暖房設備の使用は、原則として次のとおり</u>  <u>とする。</u></p> <p>(1) <u>使用期間 10月1日から4月30日</u>  <u>日まで</u></p> <p>(2) <u>使用時間 開園から閉園までの必要</u>  <u>な時間</u></p> <p>(<u>関係書類の保存</u>)</p> <p>第12条 <u>保育関係書類の保存年限は、別表</u>  <u>のとおりとする。</u></p> <p>(園長の報告)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>別表</u></p> <p>(略)</p>

附 則

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。